

鳥取県モーダルシフトトライアル補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)に基づき、鳥取県モーダルシフトトライアル補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の持続可能な物流体系の構築を目的に県内発着の海上航路及び貨物鉄道の利用拡大を図るため、海上航路又は貨物鉄道を新たに利用する荷主を開拓する物流事業者の取組を支援するとともに、広域物流網の維持・充実、脱炭素化の推進へ寄与することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県内発着の海上航路及び貨物鉄道

県内発着の内航船航路及び貨物駅(伯耆大山駅、湖山オフレールステーション)を発着する貨物列車をいう。

(2) 物流事業者等

一般貨物自動車運送事業者、鉄道事業者、港湾運送事業者および海上運送事業者をいう。なお、一般貨物自動車運送事業者については貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)、鉄道事業者については鉄道事業法((昭和61年法律第92号)、港湾運送事業者については港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)、海上運送事業者については海上運送法(昭和24年法律第187号)内で規定される事業者を指す。

(3) TEU

20フィートコンテナ1本を1TEUとし、40フィートコンテナは2TEUとする。なお、コンテナでの輸送が不適当な貨物又はコンテナ積載が不可能な形態の貨物については、重量20トンまたは20立方メートルを1TEUに換算するものとする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の対象者(以下「補助対象者」という。)は、物流事業者等のうち、次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (4) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助事業)

第5条 本補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、県内発着の海上航路及び貨物鉄道を利用した貨物輸送であって、補助対象者が開拓する荷主(以下「開拓荷主」という。)が次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 県内発着の海上航路及び貨物鉄道を新規に利用する開拓荷主
- (2) 県内発着の海上航路及び貨物鉄道の利用歴はあるが、過去1年以内に取扱いのない新たな品目の輸送を開始する開拓荷主

(補助事業の認定)

第6条 本補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助事業について、あらかじめ知事の認定(以下「事業認定」という。)を受けなければならない。

- 2 前項の事業認定の申請は、様式第1号によるものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請に対し、補助対象者、貨物、開拓荷主等について調査等を実施することができる。
- 4 知事は、事業認定を行ったときは、その旨を様式第2号により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第7条 県は第2条の目的の達成に資するため、補助事業を行う補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、別表第1欄に掲げる貨物の種別あたり同表第2欄の額とし、同一の開拓荷主に対する補助金上限額等は、同表第3欄に定めるとおりとする。
 - 3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業認定の辞退)

- 第8条 事業認定を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を様式第3号により知事に届け出なければならない。
- (1) 補助事業を中止し、または廃止したとき
 - (2) 補助事業の要件を満たさなくなることが明らかになったとき
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業認定を取り消し、その旨を認定事業者に通知するものとする。

(事業認定の変更)

- 第9条 認定事業者は、当該補助事業について次のいずれかの変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (1) 認定事業者の名称、所在地の変更
 - (2) 開拓荷主の追加
 - (3) 開拓荷主の名称、所在地の変更
- 2 前項の規定による承認（以下「認定変更承認」という。）の申請は、様式第4号により行わなければならない。
- 3 知事は、認定変更承認をしたときは、その旨を様式第5号により通知するものとする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

- 第10条 規則第5条の規定による本補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）及び規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、通商物流課長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 交付申請及び実績報告、規則第5条第1号及び第2号に掲げる交付申請に添付する書類並びに規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる実績報告に添付する書類は、様式第6号によるものとする。

(交付決定及び交付額の確定)

- 第11条 本補助金の交付決定及び規則第18条第1項の規定による交付額の確定は、原則として、前条第1項の規定による交付申請及び実績報告を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 前項の規定により交付決定及び交付額の確定を行ったときは、様式第7号により通知する。

(補助金の支払)

- 第12条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、確定した交付額の範囲内で、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）の補助対象経費の支払実績額に対応する本補助金を、補助事業者へ支払うものとする。

(補助金の交付等に係る手続の停止等)

- 第13条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第11条第1項の規定による本補助金の交付決定及び交付額の確定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。
- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

- 第14条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

(調整)

第15条 補助事業に対し、財源に県費を含まない他の補助金等が充当される場合は、本補助金の額及び当該他の補助金等の額を合算した額が補助対象経費を超えないよう調整するものとする。

2 本補助金の補助対象経費と財源に県費を含む他の補助金等の補助対象経費が重複する場合は、当該重複部分を調整するものとする。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 貨物の種別	2 補助金の額	3 同一の開拓荷主に対する補助金上限額等
単車 (全長8m以上) またはトレーラー (全長8m以上)	1台あたり 35,000円	輸送回数8回 (発荷のみの場合は4回)、補助金額800,000円
海上コンテナ	1TEUあたり 50,000円	
鉄道コンテナ (20フィート)	1個あたり 30,000円	
鉄道コンテナ (12フィート)	1個あたり 18,000円	